

# 「出雲文化と庭園」・・・出雲文化伝承館の建設にまつわる人々

島根県技術士会 伊藤幹郎

## 1. はじめに

「出雲流庭園」という言葉やその特徴・魅力については、すでに庭園文化研究分科会のメンバーによる研究報告、新聞記事などで周知のところとなっている。しかし、まだ「出雲流庭園」という表現が一般化されていない頃にその表現を使って整備された出雲文化伝承館について、改めて考えてみたい。出雲文化伝承館は、豪農屋敷（民家）と庭園の移築、松平不昧公の独楽案と路地の復元及び数寄屋建築の待合などからなっているが、整備されてから既に30年が過ぎている。特に、この事業の中心人物であり、「出雲文化と庭園」への深い思いをもっておられた直良光洋元出雲市長、藤間亨元出雲文化伝承館館長、中村昌生元京都繊維工芸大学名誉教授のご三方の先生は、近年お亡くなりになっている。当時関係した者の一人として、その建設の経緯や先生方の思いを少しでも今に伝えることができれば幸いである。



週報いずも No1759 平成3(1991). 9.19 より

### ○開館時の施設概要

主屋・長屋門・附属施設

160 坪

そば処 60 坪

展示棟 60 坪

出雲流庭園 430 坪

独楽庵・庭園 400 坪

築地松(90 本)

駐車場(普通車 70 台、バス 3 台)

### ○開館時の事業費 1,354,580 千円

用地費 225,022 千円

造成費 130,384 千円

本工事費ほか 1,001,052 千円

## 2. 江角家（出雲豪農屋敷）移築当時の状況

出雲文化伝承館に主屋と庭園を移築した坂田江角家の起源は、出雲国秋鹿郡江角村で、幕末に郡役人を勤めたと言われる。灘分の江角家の分家にあたり、明治の新田開発で財をなし、町長などの公職を勤め、戦前には178町歩(ha)の水田を保有する島根県で8番目の大地主でした。移築した住宅は、明治29年の建築とされ、敷地は6千坪。屋根は入母屋、棧瓦葺、書院・二の間は10畳、築地松を巡らせた上層農家の屋敷構えを伝えている。庭園には御影石の短冊石、飛び石、灯籠と手水鉢、白土壁の塀などがあり、枯山水式庭園である。主屋と長屋門、附属建物及び出雲風庭園は、昭和62年に出雲市にご寄贈をいただいた。当主の江角昇氏は、元クラレの専務である。

一方、原鹿の江角家は、現在、旧斐川町において整備され、「原鹿の旧豪農屋敷」として、一般公開されている。戦前は、186.5町歩の農地を保有し、島根県内で7番目の大地主であった。住宅は、水害を受けた後に明治30年に現在地に建てられたもので、庭

園は、築地松に囲まれた屋敷の南西にL型に配置された典型的な出雲風の枯山水式庭園である。大正時代に作られた「水琴窟」もある。



⑤短冊

石

⑥庭園内の茶室（当時）

⑧北側外観（蔵と塀）

移築前の豪農屋敷と庭園(坂田江角家；写真①～⑧と原鹿江角家；写真⑨～⑩)  
昭和61年(1986)筆者撮影

### 3. 島根県の庭園における文化財指定の状況

指定文化財としての庭園は、分類上は国の名勝、県の登録記念物の範疇にある。庭園は、建造物（寝殿造り・書院造り・数寄屋造りなどの寺院や民家など）と切り離せないところがあり、常時の管理や文化財としての評価や検証が難しい面がある。

一方で、島根県の庭園は、米国の「The Journal of Japanese Gardening」のランク付けや「日本の庭100選」などに選定されているものも多くある。庭園に関する国民的な関心も高くなっている中ではあるが、島根県の指定文化財の庭園は少なく、指定状況は下記のとおりである。

#### <国指定文化財 名勝（庭園）>

- ・萬福寺庭園・医光寺庭園（益田市、S3.3.28、伝雪舟作）
- ・菅田庵（松江市、S3.2.7、松江藩家老有澤家の山荘）
- ・旧堀氏庭園（津和野町、H7.7.14） ※
- ・櫻井氏庭園（奥出雲町、H29.10.13）

#### <島根県登録記念物（庭園）>

- ・亀井氏庭園（津和野町、H20.7.28 明治33年作庭）
- ・田中氏庭園（津和野町、H25.8.1 明治19年作庭）
- ・財間氏庭園（津和野町、H25.8.1 明治32年作庭か）
- ・椿氏庭園（津和野町、H25.8.1 嘉永6年頃作庭か）
- ・岡崎氏庭園（津和野町、H25.8.1 嘉永6年頃作庭か）
- ・絲原氏庭園（奥出雲町、H30.10.15 大正末期作庭）



※ 旧堀氏庭園  
昭和62年（指定前）筆者撮影

島根県の指定文化財としての庭園は、昭和3年に国の名勝として指定された万福寺と医光寺の庭園及び菅田庵のみで、名勝として指定された旧堀氏庭園、櫻井氏庭園の国指定は近年のことである。また、民家の庭園が島根県登録記念物の指定をされたのは、平成20年以降となっている。

島根県指定文化財（建造物）のうち民家の指定の現状は、別表1のとおりである。出雲市を例にとると、民家の文化財指定は、昭和35年からの永らく「山田家旧宅（本陣）」の1件のみであった。島根県においても民家を文化財として評価されるようになったのは、昭和60年頃からであり、庭園に関してもやっと文化財としての保全が意識され始めたところである。

出雲流庭園や築地松は、出雲の風土と気質の中で育まれたものではあるが、それを保全し守っていくことは困難な時代を迎えている。地元業者からは庭の松や石組などを処分して、駐車場や舗装をするように頼まれることや樹木はできるだけ植えないということが多くなったという話を聞く。特に、最近では、新築の住宅には庇も縁側も庭もない、勾配屋根でないもの、ましてや新築住宅では、瓦屋根を見かけることが少なくなっている。果たして、我々は何を出雲の文化、出雲の心として、そしてどんな環境を次世代に継ぐべきなのか、考えさせられるところである。

一方で、全国的には文化財の活用が言われている。例えば、国宝・世界遺産の二条城では、普段は非公開の香雲亭を利用した庭園を眺めながらの朝食会が人気である。奈良県では、国の重要指定文化財である旧奈良監獄を高級ホテルとしての活用整備が検討されて

いる。いずれも民間とのコラボレーションであり、多くの人に文化財を知ってもらおうと同時に、施設管理を費用面からのサポートを期待しているものである。

出雲流庭園を過去のものとしてみるだけでなく、「現代版の『用』の庭として再生」という発想は重要だと考えている。それはまず、出雲流庭園の文化財的価値を見直して、その上で見る庭から活用する庭、出雲ならではの新しい価値、ライフスタイルを提言していくことかもしれない。出雲文化伝承館の場合も、今までも様々な活用がされてきているが、更に『用』による保全と情報発信が大切と言える。出雲流庭園の多くは、古民家といわれる個人所有の民家にあるが、オープンガーデンとしての取り組みなど新たな楽しみ方や支援を考える必要もある。

### 「島根県指定文化財（建造物）」における民家の指定状況（別表1）

1. 国指定重要文化財 (建造物のうち住宅) 7戸	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堂面家住宅（吉賀町）・堀江家住宅（雲南市）</li> <li>・木幡家住宅（松江市）・桜井家住宅（奥出雲町）</li> <li>・熊谷家住宅（大田市）・億岐家住宅（隠岐の島町）</li> <li>・佐々木家住宅（隠岐の島町）</li> </ul>
2. 国指定史跡 2戸	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西周旧宅(津和野町)・森鷗外旧宅（津和野町）</li> </ul>
3. 県指定文化財 3戸 (建造物のうち住宅)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・藤間家住宅（出雲市大社町）(S63. 8. 18)</li> <li>・並河家住宅（安来市安来町）・櫻井家住宅（奥出雲町）</li> </ul>
4. 県指定民俗文財 1戸	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旧日野家住宅（隠岐の島町五箇村）</li> </ul>
5. 市指定文化財 (建造物のうち住宅) 11戸	<ul style="list-style-type: none"> <li>・塩見家住宅・田野家住宅（松江市）</li> <li>・金藤家住宅・原本家住宅（安来市）</li> <li>・山田家住宅(S35. 12)・出雲屋敷（旧江角家 H9. 4）</li> <li>・原鹿の豪農屋敷（旧江角家 H13. 1）</li> <li>・山崎家住宅（邑南町）・竹原家住宅（津和野町）</li> <li>・村上家住宅（海士町）・北尾家住宅（安来市）</li> </ul>
6. 町指定史跡 1戸	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岡熊臣旧宅（津和野町）</li> </ul>
7. 登録有形文化財 (建造物のうち住宅) 31戸	<ul style="list-style-type: none"> <li>・村松家住宅（松江市）・角家住宅・奥野本家住宅</li> <li>・奥野省吾家住宅・山本家住宅（安来市）</li> <li>・石橋家住宅（H22. 5）・酒持田本店店舗兼主屋（H29. 6）</li> <li>・常松家住宅（H31. 3）・上野家住宅（H31. 3）（出雲市）</li> <li>・絲原家住宅（奥出雲町）・稲積家住宅（邑南町）</li> <li>・藤田家住宅・藤田佳宏家住宅・中村家住宅・山下家住宅</li> <li>・中村家住宅・藤代酒店店舗兼主屋（江津市）</li> <li>・島田家住宅・旧美濃地家住宅（益田市）</li> <li>・藤井家住宅・下森酒造場店舗兼主屋・弥重家住宅・財間家住宅</li> <li>・橋本酒造場店舗兼主屋・華泉酒店舗兼主屋・古橋酒造場</li> <li>・店舗兼主屋・俵種苗店店舗兼主屋・ささや呉服店店舗兼主屋</li> <li>・河田家住宅・河田商店店舗兼主屋・分銅屋店舗兼主屋（津和野町）</li> </ul>
8. 無指定・公開 7戸	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山本家住宅（出雲市）・旧藤原家住宅(奥出雲町)</li> <li>・前川家住宅（美郷町）・堀家住宅（津和野町）</li> <li>・亀井家住宅(津和野町)</li> <li>・山根家住宅・美濃地家住宅（益田市）</li> </ul>
上記資料は、「島根県の民家」を参考に 2020 年現在で修正。	

#### 4. 出雲文化伝承館建設の経緯と3氏の思い

##### ○直良光洋氏

故直良氏は、旧出雲市長、三斎流の茶人であった。行政マンとしての現在の出雲市の基盤づくりをされた方であると同時に、出雲文化（庭園）の遡及・継承に尽力された人である。

一例を紹介すると、旧島根県立中央病院駐車場の拡張工事のため、庭園（「福寿園」；重森完途氏の設計）がなくなるという話から、氏が出雲市立図書館建設に合わせ庭園の移築を提案し、庭園の再生をされたことがある。

また、出雲文化伝承館の移築事業に対する当時の直良市長の気持ちを代弁している市の広報を紹介すると、

「この建設計画に対しては、もっと他のことを先にして欲しい。と思う人があるかもしれませんが、絵や絵画を楽しみ、自然や花に心を和ませ、庭を眺めながらのお茶でくつろぐ、そんな「内面の生活」も人間にとっては欠かせないものです。文化の伝承・充実にはそれなりのお金のかかるものであり、特に城下町でなく文化的なストックの乏しい出雲市ではより意識的な施策が必要であることを理解いただきたいと思います。」とある。市民へ率直な気持ちを伝えている。

##### ○藤間 亨氏

故藤間氏は、出雲文化伝承館初代館長、表千家同門会元支部長であった。「松平不昧公について」等の講演多数、著作に「格式と伝統、出雲の御本陣（2009.3）」があり、自宅の藤間家（大社町）は、県指定文化財（建造物）である。独楽庵の絵図をはじめ、多くの古文書・歴史的資料を所有されている。

昭和62年度に設置した（仮称）出雲豪農屋敷記念館検討委員会では、主屋北側や東側の空間をどのように利用していくのが課題となった。検討委員会では、藤間氏から独楽庵の彩色のある絵図を示され、これの復元はどうかという提案があり、直良市長と二人で、中村先生に相談された

経緯があった。検討委員会では、北側は独楽庵の復元、東側は、古代出雲の文化を示す常設展示と企画展示室という基本方針が決定された。

出雲文化伝承館は、計画・着工から完成まで、昭和62年(1987)から平成3年(1991)の4年半かかっているが、藤間氏の指導なしでは実現しなかったと言える。独楽庵と露地の付属工作物の復元は、中村先生の高い見識と経験による設計であったが、独楽庵の絵図だけでは、庭の植物・樹種や石組みについては、よくわからないものであった。不昧公の大崎園の記録からは、「江戸だけれども京風、上方風に造った」とあるので、それを念頭におき、庭の植物・樹種や石組みは、山陰という場所であることも考慮しながら、京都景画



出雲市立中央図書館と福寿園

S59(1984)当時筆者撮影



H3(1989) 出雲文化伝承館

開館準備の様子

(造園設計)の木村孝雄氏と地元の造園会社の持田氏と藤間先生に相談して進めてもらった。

また、企画展示においては、小さくても本物の展示、国宝クラスの展示も可能にするための設計、湿度管理の空調やミュージアムガラスの展示台など、今では当たり前であるが、藤間氏の助言を受けて進めた。オープン記念には、藤間氏のご努力があつて「松平不昧公と大徳寺孤蓬案展」が企画され、国宝喜左衛門井戸茶碗」をはじめとする展示が実現できた。藤間氏の出雲文化に対する思いは、出雲文化伝承館の館長をされていた平成21年(2009)に著作された「出雲の本陣」(出雲市民文庫の最終刊)に集大成されている。

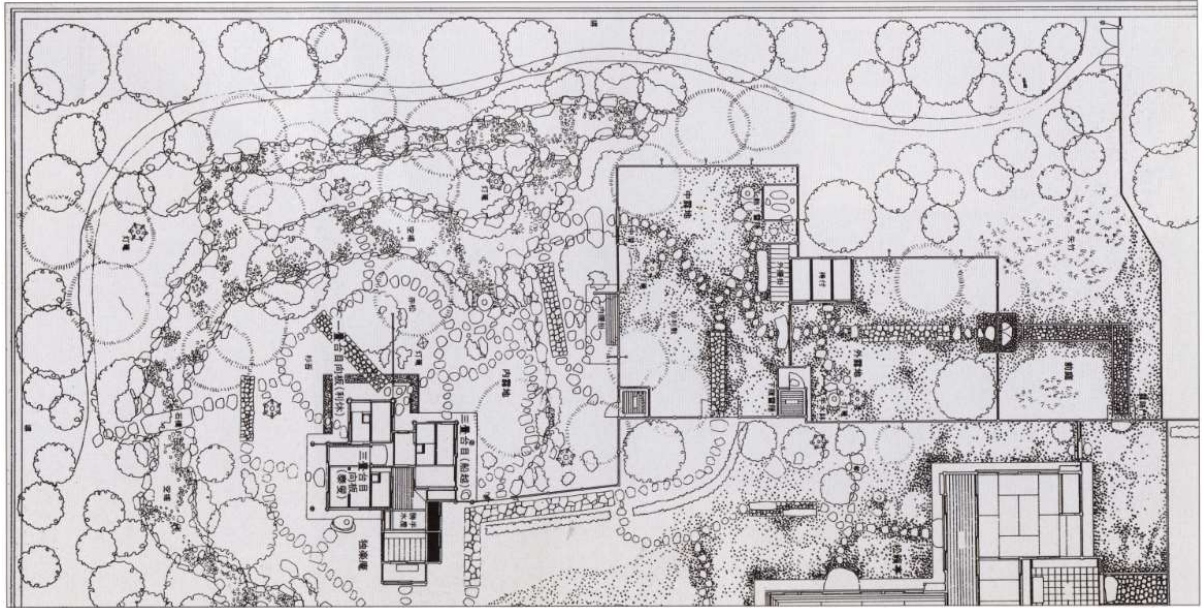
S62年度(1987)	S63年度(1988)	H1年度(1989)	H2年度(1990)	H3年度(1991)
基本計画作成 (検討委員会)	5月樹木根回し 造成工事	江角邸解体移築・庭園移築・展示棟工事		
用地・造成測量設計	基本・実施設計	独楽庵・露地復元	管理棟工事	☆9/20 開館
	展示設計	待合棟工事	展示工事	開館準備

### ○中村昌生氏

故中村氏は、茶室、数寄屋建築研究の第一人者、京都工芸繊維大学名誉教授であった。氏は、公益財団法人香雪美術館の元顧問や宮内庁の桂離宮整備懇談会委員などを歴任され、1978年には伝統的木造建築の保存や継承を目的にした「京都伝統建築技術協会」を設立し、1992年から理事長。中之島香雪美術館(大阪市北区)の茶室「中之島玄庵(げんなん)」の再現を監修、パリ・ギメ美術館茶室など国内外各地の茶室を設計されている。



独楽庵の茶室は、松平不昧公が心血を注いで建設した大崎園の一部を復元するものであり、広大な大崎園の中核は、独楽案の一画である。不昧公は、千利休の遺構と伝える独楽庵を家宝として十分な保護を加えていたと言われる。こうした独楽案の一画を古図によって復元することの意義は、極めて大きい。独楽庵の復元は、利休の遺構(宇治の田原に造った一畳台目の茶室)を中心に、船越伊予守の茶室(武家の茶室)と泰叟好みの茶室(裏千家六世)を組み合わせた一棟とその周辺の露地(内露地、中露地、外露地の三関三露)が見どころとなっている。特に、独楽庵は、既に失われた建物を復元する点にあり、しかもその中核となる利休の遺構も船越伊予の茶室も、不昧公当時は、既に年代を経ていたもので、その再現には古材の活用若しくは古調を蘇らせる技法が伴わなければならないこと。「広間・寄付棟」といえども、復元施設と違和感を表すものであつてはならないことなどの課題に対して、応えることのできる必要があつた。数寄屋建築は、同一の設計でも、それを手掛ける大工によって、出来栄は変わってくるものである。安井奎工務店(桂離宮の解体修理など多数の実績)が選ばれたのは、将来の文化財となりうるような域に完成させるためには、経験豊かな優れた施工者の職人チームを持ち、文化庁においても技術的評価を受けている工務店にゆだねるためであつた。また、出雲出身の大工も数人おられ、出雲地方との縁もあつた。



特集；復元ロマン 伝統の継承4 独楽庵と三関三露の復元 対談中村昌生 VS 内井昭蔵

INAX REPORT No112 より、図面複写

## 5. 出雲流庭園を育んだ風土

藤間氏によれば、「武家（藩主）の時代は、築庭は、贅沢禁止に抵触する最たるのもので、御本陣で藩主のみのお慰みとして、特別に坪庭程度で植栽に灯籠や僅かの配石が許可されたようである。阿井の櫻井家は、七代藩主治郷御成りの際に許されており、特別の例と言える。したがって、庶民の庭園は、明治時代に移って地主謳歌時代以降からである。このころから、大型庭園の築庭が流行する。更に、全国に旅館ができると普及した。」と言及されている。したがって、出雲流庭園は、明治になり、新田開発に伴って、出雲独特の築地松を備えた散居村集落が形成される中で、豪農は書院造りの住宅と庭園を造り、そのデザインが出雲の風土と出雲人の気性にマッチして、庶民の住宅や庭に取り入れられたことが、一定の様式を生むことになったと考えられる。出雲の風土により育まれた黒松を主体とする防風機能を備えた屋敷森であるが、「出雲平野における築地松分布と卓越風向」を調査した林正久（島根大学地教育学部理学教室）によると、特に冬の西風の風速は、斐川町の方が松江市より平均1m/sほど大きく、草屋根に雨戸といった伝統的な出雲の家屋では、冬の季節風による隙間風、雨雪の吹き込みに対策であるとしている。聞き取りによっても、築地松の保存を希望する人は、第一に防風、第二に景観としている。卓越風を対策の築地松が囲む空間であるからこそ、出雲流庭園が、平庭枯山水式、砂敷き、樹木は常緑樹主体で、密に植えてないことなどの特徴に繋がっていると考えられる。

出雲流庭園度の指標として、①庭の配置 ②基本的な構造 ③茶道の要素 ④飛び石の特徴⑤石組み・灯籠 ⑥庭木の特徴 ⑦建物周りの特徴の7つが挙げられている。出雲流庭園のデザインを見ると地主階級の茶道文化の影響や伝搬は、少なからずあったとみられる。例えば、境港市の庄司家の庭園では、出雲流庭園の特徴をいくつか見てとれる。出雲流庭園にみられる石灯籠やつくばいがあることは、出雲地方のお茶文化が庶民の間に深く根差していることから容易に理解できる。石燈籠は、茶庭、露地の灯りとして取り入れ

ることが多いが、出雲流庭園では、むしろ立石の石組みに見られるような点景をつくるための装飾的なものとして配置されているようである。庭園の中には、来待石の燈籠を見ることがもできる。



庄司家の庭園（昭和62年頃 筆者撮影）

石灯籠は、大きく分けて①春日灯籠、②雪見燈籠、③織部灯籠があるが、来待燈籠は、俗に人と同じ長さと言われる寿命もあり、築庭が激減している中で、見かけることが少なくなりつつある。来待石材に代表される地域の特色ある材料が使われなくなり、職人が支える文化が少なくなるのは、寂しいことである。少なくとも伝統的な材料や作品について、その良さや歴史を伝えていくことは出雲文化を考える視点で、大切なことと考える。

## 6. 出雲文化伝承館の建設の思いを繋ぐ

ここまで出雲文化伝承館の建設、出雲流庭園に触れながら、直良氏、藤間氏、中村氏の3氏の思いについても触れてきたが、その中心にあるものは、

- 第一に「出雲、島根の貴重な庭園、文化財としての再評価を」  
→ 学術的評価の重要性
- 第二に、「出雲人が育んできたお茶の心に代表される文化を次世代に」  
→ 出雲地方の豊かさ、ゆとりを再発見
- 第三に、「出雲に住む人々が、出雲の庭園文化を知り、自信と誇りを」  
→ 遡及と新価値の創造

ではないかと感じている。

最後に、改めて、直良氏、藤間氏、中村氏のご功績と出雲文化に対する深いご見識に敬意を表したい。